

平成26年3月 川棚町議会定例会会議録 (第5日目)

平成26年3月24日月曜日(午前10時開会)

出席議員 (16人)

1番	村井達己
2番	竹村一義
3番	福田徹
4番	堀田一徳
5番	三岳昇
6番	毛利喜信
7番	田崎一幸
8番	波戸勇則
9番	小谷龍一郎
10番	朝長敏
11番	小田成実
12番	田口一信
13番	森田宏
14番	久保田和惠
15番	山口隆
16番	初手安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	山口 栄 治
書 記	小林 修 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山口 文 夫
副 町 長	琴 尾 繁
教 育 長	古 賀 信 雄
総 務 課 長	
兼選挙管理委員会書記長	山口 誠 実
企 画 財 政 課 長	大 川 豊 文
国 体 推 進 室 長	吉 永 文 典
税 務 課 長	中 尾 剛
健 康 推 進 課 長	中 辻 徹
会 計 課 長	三 岳 昭
住 民 福 祉 課 長	住 吉 克 己
産 業 振 興 課 長	
兼農業委員会事務局長	太 田 啓 寛
建 設 課 長	水 谷 末 義
ダ ム 対 策 室 長	辻 孝 治
水 道 課 長	廣 田 洋 一
教 育 次 長	野 上 英 了
行 政 係 長	荒 木 俊 行

日程第 1 議案第 14 号 平成 26 年度川棚町一般会計予算

予算

審査特別委員長報告

日程第 2 議案第 15 号 平成 26 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 3 議案第 16 号 平成 26 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 4 議案第 17 号 平成 26 年度川棚町介護保険事業特別会計予算

日程第 5 議案第 18 号 平成 26 年度川棚町観光施設事業特別会計予算

日程第 6 議案第 19 号 平成 26 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 20 号 平成 26 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 21 号 平成 26 年度川棚町水道事業会計予算

日程第 9 陳情第 2 号 「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書 総務厚

生委員長報告

日程第 10 意見案第 1 号 「非核日本宣言」を求める意見書（案）

日程第 11 報告第 2 号 専決処分の報告について（工事請負契約の変更（小串小学校屋外プール改築工事））

日程第 12 発議第 1 号 川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について

日程第 13 発議第 2 号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議

日程第 14 特別委員会の名称変更の件

日程第 15 産業建設文教委員会中間報告

日程第 16 委員会の閉会中の継続調査の件

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議 長 日程第 1、議案第 1 4 号「平成 2 6 年度川棚町一般会計予算」から、日程第 8、議案第 2 1 号「平成 2 6 年度川棚町水道事業会計予算」までを、川棚町議会会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

予算審査特別委員会から予算審査に関する報告書が提出をされておりますので、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長 おはようございます。読み上げて報告といたします。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日、川棚町議会議長初手安幸様、予算審査特別委員会委員長村井達己。

予算審査特別委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。記、事件の番号、件名、審査の結果。

議案第 1 4 号、平成 2 6 年度川棚町一般会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 5 号、平成 2 6 年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 6 号、平成 2 6 年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 7 号、平成 2 6 年度川棚町介護保険事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 8 号、平成 2 6 年度川棚町観光施設事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 1 9 号、平成 2 6 年度川棚町公共下水道事業特別会計予算、原案可決すべきものと決定。

議案第 2 0 号、平成 2 6 年度川棚町簡易水道事業特別会計予算、原案可決

すべきものと決定。

議案第21号、平成26年度川棚町水道事業会計予算、原案可決すべきものと決定。

平成26年度予算審査特別委員会、委員長報告。

議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」、議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」、議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」、議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」、議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」、議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」、議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」及び議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果を報告します。

1、審査の経過。

(1) 審査の方法。2分科会方式で審査を行い、予算審査特別委員会に各分科会から審査内容等の報告、説明を求め、各分科会間で質疑、総体的な審査を実施した。

(2) 審査期日。(分科会)平成26年3月12日、13日、14日。(特別委員会)平成26年3月18日、20日。

(3) 審査場所。第1委員会室、第2委員会室。第3委員会室及び現地。

(4) 出席者。委員全員、議長、事務局長、事務局書記、町長、副町長、教育長、各担当課長、室長、次長、各係長等。

2、審査内容(主要事項についての質疑と答弁)。

(1) 各分科会における質疑と答弁については、別添資料とし省略する。

(2) 予算審査特別委員会での主な質疑。

質疑、消費税増税に伴い、タクシー業者が値上げした場合、生きいきタクシー利用券はどうなるのか。

答弁、現時点では、現行どおりということである。

質疑、子育て世帯臨時特例給付金給付事業の対象者数と金額は。またその事務費は。

答弁、対象者数は1,800人で、1人1万円である。事務費は200万円で国の補助である。

質疑、しおさいの湯健康いきいき利用券は好評なのか。

答弁、現時点で利用率は86.38%であり、数字的には好評であるとの判断はできる。

(以上、質疑は第2分科会委員、答弁は第1分科会主査)。

質疑、道路ストック総点検事業の中には、橋梁やインフラの老朽化についての点検は予定されてないのか。

答弁、ストック点検は町道6路線のみである。橋梁については、15メートル未満の橋の点検を開始するということである。

質疑、片島の整備計画については、マスタープランのような説明はあったのか。

答弁、将来的な計画はこれからであり、今回の予算は進入路の買収に係るものである。

質疑、給食費が値上げされるとあるが、小、中学校とも同じなのか。

答弁、小、中学校とも1食当たり15円値上げするということである。

(以上、質疑は第1分科会委員、答弁は第2分科会主査)。

以上で質疑を終了し、議案ごと、討論、採決を行った。

3、審査の結果。

(1) 議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

社会保障・税番号制導入は反対であり、町の活性化にも影響を与える消費税増税に対し中止を求めるべきであり反対する。

賛成討論(要旨)。

昨年度より約2億円の増額をし、少子高齢化のほか全体的に配慮された予算措置であり賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

(2) 議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論(要旨)。

払える保険税にし、国に対しては国庫支出金の増額を求めるべきであり反対する。

賛成討論（要旨）。

国保加入者が安心して医療が受けられることが第一である。さらに健康寿命を延ばすための事業の充実に期待し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（３）議案第１６号「平成２６年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

高齢者の保険料負担率の引き上げが見込まれる。高齢者いじめの制度の廃止を求めて反対する。

賛成討論（要旨）。

後期高齢者医療制度の方針に基づき事務を行っており、適切な予算編成であると判断し賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（４）議案第１７号「平成２６年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論、採決。

反対討論（要旨）。

介護保険法の改正は、老後の安心を壊す制度になるものであり反対する。

賛成討論（要旨）。

介護を受ける町民が増加しているなか、介護予防事業にも積極的な取り組みがされており賛成する。

以上で討論を終了し、採決の結果、賛成多数で原案可決すべきものと決定した。

（５）議案第１８号「平成２６年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（６）議案第１９号「平成２６年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（７）議案第２０号「平成２６年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」は討論はなく、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

（８）議案第２１号「平成２６年度川棚町水道事業会計予算」は討論はな

く、全会一致で原案可決すべきものと決定した。

4、委員会としての意見。

①自主防災組織、地域見守りネットワークについては、モデル地区での取り組みが遅れている。今後、庁内の横の連携を図り、早急に町内全地区で構築できるよう進められたい。

②活きいきタクシー助成事業については、対象者への周知の徹底と利用状況等の地区別の集計をもとに検証し、その結果については報告を求める。また、全町的に活きいきタクシー助成対象者以外の交通弱者対策について、さらに調査、研究を行い公共交通システムの対策を講じられるよう努められたい。

③農業、漁業、林業を取り巻く環境は厳しいものがある。農業、漁業、林業の従事者が意欲をもって取り組めるような施策、予算執行に取り組みられたい。

④去年の赤潮等による漁業被害、特に本町の特産品であるナマコの被害が増大した。新たな取り組みを含め、関係機関と連携し研究されたい。

⑤「長崎がんばらんば国体」を成功されるとともに、来町者に対し「おもてなし」の気持ちで迎え、本町観光のPRにつながるような取り組みに努められたい。

⑥公共工事で人手不足、資材不足等がいわれている。工期に影響がないように配慮し、工事発注については積極的な地元企業の活用に努められたい。

⑦片島の公園整備については、単なる戦争遺跡としての整備だけでなく、本町観光の一環として大崎観光とリンクした整備計画等を検討されたい。以上です。

議 **長** これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで委員長の報告に対する質疑を終わります。

議 **長** これから一件ごとに討論、採決を行います。

最初に、議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」の討論を行います。委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」に対する反対討論を行います。

社会保障・税番号制導入のためのシステム改修支援補助金763万2千円は、いわゆるマイナンバー法が、昨年5月24日に成立したことによって予算に盛り込まれたものです。税と社会保障の個人情報を一括管理し、徴税強化、給付抑制を狙うとともに、権力による国民監視やプライバシーの漏洩などが危惧されるものです。子育て世帯臨時特例給付金給付事業費2千万円は、子育て世帯への消費税の影響緩和の観点から支給されるものですが、期日日より後に生まれた子ども、1月分の児童手当を申請が遅れたなどの理由によって受給できなかった世帯、生活保護世帯は対象から外されるという中身になっています。その上に1回限りの措置で、これでは負担増は解消されません。また、消費税増税に伴って小中学校の給食費が1食15円値上げされます。特に多子世帯にとっては、他の公共料金などの値上げと重なって痛みを伴うものになっています。税率が上がったからといって、すぐに給食費に反映させるわけにはいかないと努力している自治体もあります。

所管ではありますが、ダム対策費が計上されており、賛成するわけにはいきません。佐世保市は工場用水の需要予測を大きく見積もり、特に佐世保重工のドックでの水道水の使用を艦艇修繕船の受注拡大を図るとして、2011年の1,166トンだった日量を、2015年度で約5倍の5,691トンに見積もっています。しかし一方では、社員に対しては希望退職を募り、いきすぎた面接で退職強要や自動車会社への派遣などで、300人以上の労働者が職場を去っています。もはや佐世保市の利水とかけ離れた内容と言えるでしょう。また、学校給食共同調理場費工事請負費2,460万円は、27年度の民間への調理業務の委託を見据えたものです。子ども達の食育の充実は、直営で行うべきです。今年度の予算は物価の高騰、年金引き下げ、4月からの消費税増税などで町民に痛みを伴うものになっています。町の活性化にも大きな影響を与える消費税増税に対して、中止を求めるべきとして反対いたします。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 5 番 山 口 議案第14号、一般会計予算に対する賛成討論を行います。

予算というのは、その年度の、いわゆる施策を実現していくための裏付けになるものであると私は判断しております。そして、この予算についてはですね、ある側面のみを捉えて論ずるべきではないと、やはり大局的な施策に立って判断すべきものであると私は考えております。そして、中でも歳入については、これは一定の限度額があると、それで全ての施策を満足させるためにはですね、当然、歳入について一定の限度額があるわけでございますので、それを全てを満足いく予算編成をするためにはですね、借金、いわゆる起債を増やす以外にないわけでございます。では、この起債というのは、増やせば増やすほど後の世代に負担を強いることになる、そういうふうな観点から考えればですね、当然、起債をしてまでもですね、すべてその年度の施策を満足できるようなことにすべきではないと判断いたします。そして予算案について、ある側面のみを捉えるのであればですね、当然、それに対して逆の面も出てくるというのは、お互いに認知する必要があるんじゃないかと。そういう判断の中からですね、本年度の一般予算というのは、税収減が予想されております。そういった中で、昨年比に比べ2億5千万円程度の増額予算でございます。その増額部分というのは、大半が民生費の増加であると、その民生費というのは、少子高齢化、もしくは社会的弱者の方々に配慮された部分が大きいものと考えます。そして、一般予算の全体的な予算編成を見れば、本当にバランス良く編成された予算だというように判断いたしまして、一般予算に賛成いたします。以上でございます。

議 長 次に、反対者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言はありますか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第14号「平成26年度川棚町一般会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 20)

議 _____ **長** 次に、議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の討論を行います。本案に対し、委員長の報告は原案可決すべきものと決定とされております。

委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

川棚町の国民健康保険事業は、基金の繰り入れを行って運営されていますが、滞納繰越は減るどころか増える一方であります。それは、保険料が払える保険料になっていないことの証であると思います。また、滞納繰越額が増えた理由に、税額の大きい方が全額納付できない状況があるとの説明がありました。また、26年度は国保の税額の改正を実施したいと、行政からの回答もありました。一方、国民健康保険の保険料賦課限度額が4万円引き上げられて81万円になります。さらに70歳から74歳までの患者負担が、現在、原則1割負担が、4月以降70歳になる人から2割に引き上げられます。これでは必要な医療が抑制される危険は避けられず、高齢者の生活と健康に深刻な打撃を与えます。また、70歳から74歳の窓口負担の引き上げと抱き合わせに高額医療費の自己負担の上限見直しも行われます。町民の自己負担増は、今以上に痛みを伴います。払える保険料と、そして国に対して国庫支出金の増額を求めるべきとして反対します。以上です。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

9番小谷 平成26年度国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討

論を行います。

国保加入者の高齢化や医療技術の高度化により、医療費は増加傾向にあります。国保加入者が安心して医療が受けられることが第一であると考えられます。平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計は、健康寿命を延ばすための事業充実へ向けた予算編成であると判断し賛成いたします。

議 _____ **長** 他に反対者の発言はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成者の発言はないですかね。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第15号「平成26年度川棚町国民健康保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:23)

議 _____ **長** 次に、議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の討論を行います。本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第16号、川棚町後期高齢者医療特別会計予算に対する反対討論を行います。

平成14年4月から75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療保険制

度の4回目の保険料改定が行われ、本町の保険料は均等割2,200円、所得割は0.56%引き上げられ、年金が昨年に引き続き今年度も引き下げられる高齢者にとって厳しい内容となります。高齢者一人当たりの医療費の増大や若者人口の減少に伴って、保険料の負担率は制度の開始時の10%、前回の保険料改定時の10.5%、今回の10.73%と引き上げられる一方です。高い保険料は、負担能力を超えつつあります。保険料を払えずに滞納した75歳以上の高齢者は全国で約25万人に上ります。正規の保険証ではなく、有効期限が短い短期保険証が交付された人は2万3千人を超え、過去最多となりました。必要な医療が受けられない事態につながりかねない。高齢者の健康と命に関わる問題です。また後期高齢者医療保険の保険料賦課限度額は、国保の整合性をとって2万円増の57万円となります。問題だらけの差別的な制度は、速やかに廃止すべきとして反対いたします。以上です。

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

1 2 番田口 議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」について、賛成の討論を行います。

この制度は75歳以上の高齢者が安心して医療を受け続けられるように導入されたものでありまして、本町もこの方針に基づいて事務が行われておりまして、予算は適切に編成されていると判断いたします。したがって賛成いたします。

議 長 他に、反対者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 賛成者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」の採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決

は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第16号「平成26年度川棚町後期高齢者医療特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:27)

議 _____ **長** 次に、議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の討論を行います。本案に対し委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し反対者の発言を許します。

14番久保田 議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する反対討論を行います。

介護保険法改正で、2000年に制度発足以来、初めてとなる大改悪が待っています。この改正が、このまま実施されれば、要支援の訪問介護、通所介護サービスが現在の内容、水準から大きく縮小、後退することになります。その結果、要支援本人、世帯の生活に深刻な支障をもたらせることは確実です。要支援者の多くは、何らかの疾病や傷害を抱え、定期的な訪問介護、通所介護を利用することで、在宅生活を続けています。サービスの縮小、打ち切りは在宅生活を困難にし、病状や要介護度の悪化、家族の介護負担の増大をもたらします。また、利用料金が高額に設定されたり、費用負担が増えることになれば利用を減らしたり、取りやめざるを得ない事態も生じます。病気やケガのように治れば治療が終わるという医療と違って、介護はほぼ一生続きます。安心して介護を受けて暮らすことを願う高齢者、家族の切実な思いと老後の安心を壊す制度にすべきではありません。よって反対します。以上です。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

4番堀田 議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」に対する賛成討論を行います。

介護保険制度は、老後の安心を支える社会保険制度であり、高齢化は急速に進んでおります。介護を受ける町民が増加している中、介護予防事業にも

積極的に取り組みがなされており、賛成をいたします。

議 _____ **長** 他に、反対者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 賛成者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 起立多数です。したがって議案第17号「平成26年度川棚町介護保険事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 31)

議 _____ **長** 次に、議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の討論を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって議案第18号「平成26年度川棚町観光施設事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10 : 32)

議 長 次に、議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の討論を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって議案第19号「平成26年度川棚町公共下水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:33)

議 長 次に、議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」の討論を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって議案第20号「平成26年度川棚町簡易水道事業特別会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:34)

議 長 次に、議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」の討論を行います。本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定とされております。委員長の報告に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決すべきものと決定です。この採決は起立によって行います。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって議案第21号「平成26年度川棚町水道事業会計予算」は、委員長の報告のとおり可決されました。

(10:36)

議 長 次に、日程第9、陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」を議題とします。本件について、委員長の報告を求めます。総務厚生委員長。

総務厚生委員長 おはようございます。読み上げて報告いたします。

平成26年3月24日、川棚町議会議長初手安幸様。総務厚生委員会委員長三岳昇。

委員会審査報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので川棚町議会会議規則第95条の規定により報告します。記。

- 1、受理番号。陳情第2号。
- 2、付託年月日。平成26年3月7日。
- 3、件名。「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書。
- 4、審査の結果。採択すべきものと決定。

総務厚生委員会委員長報告。陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」の総務厚生委員会における審査の経過と結果を報告しま

す。

1、審査の経過。

(1) 審査期日。平成26年3月13日。

(2) 審査場所。第1委員会室。

(3) 出席者。委員全員、議長、事務局長。

2、審査内容。

陳情書及び意見書提示案を朗読し、陳情内容の把握をおこなった。その後、各委員の討議により審査を行った。

主な討議。陳情者は町外の方であるが、これまでは配布のみの対応であった。

中身の問題により判断すべき面もあり、反対する理由が見当たらない。

国際的にも問題になっており、これまでも何度となく陳情されてきているものであり、適当な時期ではないか。

陳情書については採択し、意見書を出すということによいのではないか。

3、審査の結果。

討論はなく、採択の結果、陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」は、全会一致で採択すべきものと決定した。以上です。

議 長 これから総務厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

議 長 これから討論を行います。陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」に対し、反対者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

14番久保田 今年は、アメリカ政府が1954年にビキニ環礁で行った水爆実験による被災から60年目の節目、被爆70年と、2015年核不拡散条約再検討会議を翌年に控えた重要な年です。「原水爆の被害者は、私を最後

にして欲しい。」ビキニ水爆実験による死の灰を浴びた第5福竜丸無線長の久保山愛吉さんが訴えた言葉は忘れてはなりません。三度、原水爆の被害を体験した日本には、核兵器の非人道性と、その全面禁止を訴える特別の責務があります。ところが、安倍晋三政権は、アメリカの核の傘が必要だと言っています。さらには、個別的集团的自衛権に基づく極限的状况なら、核兵器を使用してもよいと言いついています。いかなる状況でも核兵器を使用すべきではないというのが、被爆国としての立場ではないでしょうか。アメリカの核戦略に付き従い、核兵器廃絶の流れに。

議 _____ **長** 久保田議員、討論は簡明に。

14番久保田 はい。日本政府の態度が今厳しく問われています。世界には、未だに1万7,300発の核兵器があります。全面廃止に向けて、被爆県として採択すべきものとして賛成討論にします。

議 _____ **長** 他に討論はありませんか。

(発言なし)

議 _____ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」の採決を行います。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長報告は採決です。

本陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 _____ **長** 全員起立です。したがって陳情第2号「「非核日本宣言」を求める意見書に関する陳情書」は、委員長の報告のとおり採決することに決定をいたしました。

(10:43)

議 _____ **長** 次に、日程第10、意見案第1号「「非核日本宣言」を求める意見書(案)」を議題とします。提出者の説明を求めます。

総務厚生委員長 意見案第1号、平成26年3月24日、川棚町議会議長初手

安幸様、提出者、総務厚生委員会委員長三岳昇。

「非核日本宣言」を求める意見書案の提出について。上記の意見書（案）を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

「非核日本宣言」を求める意見書（案）。

来年は被爆70周年であり、2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議が開かれる大きな節目の年である。

「核兵器をなくせ」と訴え続けてきた被爆者をはじめ国内外の声は、世界に響きわたり、核兵器廃絶を求める流れは、今日、世界の大勢となってきている。

それは、今年の第68回国連総会軍縮委員会で「核兵器禁止条約の交渉開始を」という発言が相次ぎ、また、「核兵器は非人道的であるがゆえに使用禁止・廃絶すべき」という共同声明が125ヶ国連名で発表されたことに、端的に示されている。

このように、いま、各国政府の間に、核兵器の非人道性を訴え、その禁止を求める流れが急速にひろがっている。

私たちは、「長崎を地球最後の被爆地に」することを心から願い、唯一の被爆国である日本政府が「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」を新たな決意のもと、国連総会や日本の国会などで内外に宣言し、「非核日本宣言」として、各国政府に通知し、「核兵器のない世界」を一日でも早く実現するための共同の努力を呼びかけることを求めるものである。

そして、日本政府が世界の動きにこたえて、2015年核不拡散条約（NPT）再検討会議が核兵器廃絶の転機になるよう、積極的な役割を果たされることを要請するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成26年3月、長崎県川棚町議会。

提出先、内閣総理大臣安倍晋三様、外務大臣岸田文雄様。以上であります。よろしくご審議の上ご決定をいただきますよう、よろしくお願いたします。

議 _____ **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見案第1号「「非核日本宣言」を求める意見書(案)」の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって意見案第1号「「非核日本宣言」を求める意見書(案)」は、原案のとおり可決されました。

可決された意見書は、内閣総理大臣ほか、関係行政庁に送付することといたします。

(10:49)

議 長 次に、日程第11、報告第2号「専決処分の報告について(工事請負契約の変更(小串小学校屋外プール改築工事))」を議題とします。本件について、説明を求めます。

町 長 報告第2号「専決処分の報告について(工事請負契約の変更(小串小学校屋外プール改築工事))」の説明をいたします。

今回の専決処分は、小串小学校屋外プール改築工事請負契約の変更についてでございます。当該工事につきましては、平成25年9月26日開催の定例会におきまして、契約の締結についての議決をいただき、工事を進めてまいりましたが、施工中、工事の一部に変更が生じたので、地方自治法第

180条第1項の規定に基づき制定されております、町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定において、規定された専決処分事項に該当いたしますので、平成26年3月5日付けで専決処分により契約変更を行ったところでございます。そこで、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものでございます。

専決処分の内容につきましては、教育次長から説明をいたしますので、宜しくお願いいたします。

教育次長 それでは報告第2号の専決処分につきまして、処分内容を説明いたします。

専決処分は、小串小学校屋外プール改築工事請負契約の変更でありまして、契約変更時における請負契約金額1億2,022万5千円を変更後の請負契約金額1億2,142万3,050円にしたもので、変更により119万8,050円の増額となりました。

本体工事が順調に進行している中で、外構工事に一部追加工事が生じ、予定工期である3月20日までに今回の契約変更の工事を含み、工事の完成が見込めることから、町長の専決処分の指定に関する条例第2条第4号の規定により、平成26年3月5日に専決処分にて契約変更をさせていただいたものであります。なお、この工事そのものにつきましては、すべて完成いたしております。それでは、工事の変更内容について説明いたします。3枚目の参考資料をご覧ください。

工期、工事場所につきましては変更はございません。工事の概要の変更後の方をご覧ください。プールの建設工事において、プールの本体部分であるプール大、プール小、管理A棟、管理B棟、ろ過方式につきましては変更はありませんが、先程申しましたとおり外構工事に追加工事がありましたものでございます。

まず1、プールのアプローチの変更ですが、図面1をご覧ください。次のページになります。1番がちょうど真ん中、体育館のすぐ横あたりになるハッチがかかって赤で着色している部分でございます。グラウンドのバックネット側からスロープをつけたプールアプローチを新たに設置することで、体育館とプールとの段差を解消するものでございます。児童のプール使用は、体育館を通過して、体育館の左側にドアがあるんですけども、そちらからプ

ールへ移動しております。そういうことがありまして、アプローチの設置により、段差なく行き来することができるようになります。

2番目、水道管の新設についてでございます。図面の2をご覧ください。体育館とプールの間にある水道管の老朽化が著しかったため、水道管を9m布設するものでございます。

それから3番目の保護コンクリートの設置につきましては、もう一度、図面1の方をお願いいたします。上の方に③保護コンクリートの設置16㎡と書いてあるのがあると思います。このハッチ部分の上が町道になりますが、プールから町道に向けて法面が傾斜しております。横の方、図面の右側ですね、断面図がありますので、そちらをご覧ください。プール側から道路が町道側に傾斜がついているのが分かると思います。この部分の土砂が、雨天時に道路側溝に流れ込むことを防ぐために、保護コンクリートを設置するものであります。

4番目の下水道汚水枡の設置につきましては、すいません、何度も申し訳ないですけれども、図面2の方をご覧ください。右側に下水道汚水枡の設置1箇所ございます。下水道と接続するにあたり、汚水枡1箇所を追加する必要がありましたので加えるものでございます。

5番目の消防用階段の設置につきましては、すいません、また図面1の方になります。先程、保護コンクリートの設置のすぐ隣のところになります。5、消防用階段の設置1箇所ということで書いてあります。小串小学校プールは、消防水利に指定されていることから、設計当初から進入路として専用の扉を、ちょうどこの③のすぐ左側ですね、そのところに扉を設置することにしております。しかし、プールデッキですね、プールのデッキ部分までの高さが80cmありまして、消防団員がプールへ非常に進入しにくいということから、階段を新たに設置するものでございます。

以上で、報告を終わります。よろしくをお願いいたします。

議 **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり報告済みといたします。

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 0 : 5 7)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 0)

議 長 休憩前に引きつづき会議を開きます。

議 長 次に、日程第 1 2、発議第 1 号「川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

1 番 村 井 まず初めに提案理由の説明をさせていただきます。

議員定数問題は、前議会から検討されてきた課題であり、申し送り事項でもありました。平成 2 3 年新しい議会としてスタートした当初から、議会活性化対策調査特別委員会を設置し、当該委員会を中心に調査研究、検討を重ねられ、全員協議会での意見交換や全議員を対象にしたアンケート調査、また議会報告会やふれあい教室、町内団体との意見交換等も実施し、全議員で共通の問題として取り組んできました。その進捗状況については、2 回の中間報告をし、平成 2 5 年 1 2 月定例会で特別委員会としての最終判断が報告され、情報共有もされてきたところです。議員定数の変更は、議会制民主主義の根幹をどのように捉えるか大変重要な事柄であり、行政改革への方向付けからも大きな課題でもあります。このような状況において、議員定数の考え方や見解については、1 6 名、1 4 名、1 3 名、1 2 名というように、各議員それぞれであり、この条例案提出についても特別委員会での提出とはならず、議員発議のかたちで提案するに至ったものであります。我々提出者並びに賛同者は、多様な意見がある中において、町政のチェック機能、調査機能やスムーズな議会運営を構築するとともに、その機能を十分に発揮できる定数が必要であり、本町議会の常任委員会の設置運営においても、2 委員会制の専任が望ましいとの声も多く議員から受け、今回の改正では 1 4 名の定数が適当であるとの考えに至りました。

今後の地方自治体を取り巻く情勢は、さらに中央分権が進められ、行政が複雑多岐に亘るものと思います。それに伴い、議会が適切かつ効率的に活動することが大変重要になってまいります。また、町民のニーズも多様化しており、議会は町民の代弁者として行財政運営の基本を決定し、チェック機関と

しての重要な役割を果たさなければならない責任があります。一方では、財政状況、社会情勢や人口規模、町民の意向、近隣町の動向も大切な検討課題であります。そういったことを踏まえ、総合的に勘案した結果、むやみに削減すべきではないと考えております。

毎回、改選時期になると定数削減の話題が取りざたされますが、今後、本町が大幅な人口減少や、これはあってはなりません、危機的財政状況といった大きな要因が見られる状況になった場合は別にして、川棚町議会議員定数14名をしっかりと維持し、これまで以上に議員資質の向上に努め、町民との距離感をなくし、議会を活性化させ、開かれた議会、信頼される議会となるよう機能の充実を図っていくことが必要であると、改めて自分自身にも言い聞かせ、本条例改正案を提出するものであります。以下、条例改正案を朗読させていただきます。

発議第1号「川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」、川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例の議案を、地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第2項の規定により別紙のとおり提出する。平成26年3月24日、提出者、川棚町議会議員村井達己、賛成者、川棚町議会議員、福田徹、同じく田崎一幸、同じく小田成実、同じく山口隆、同じく竹村一義、同じく三岳昇、同じく小谷龍一郎、同じく朝長敏。

「川棚町議会議員定数の一部を改正する条例」、川棚町議会議員定数条例、昭和26年3月5日制定の一部を次のように改正する。

本則中16人を14人に改める。附則、この条例は公布の日から施行し、その日以降、初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。以上です。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 これから質疑を行います。

8 番 波 戸 お尋ねいたします。議員定数を14人に改めるということですが、これまでどおりですと各常任委員会の人数は7人と6人で構成されることとなります。そこで常任委員会を6名で構成し、議長を加えて13人での検討はどうだったのかお尋ねいたします。

1 番 村 井 議員も経過途中はご存知かと思いますが、13名という意見でどのように検討されたのかということですが、先程、提案理由の中でも述べましたが、基本的にはむやみに削減するべきではないとの考えがご

ざいます。削減やむなしとしても、一度に大幅な削減をすることは、ましてや考えておりません。2名削減と3名削減では、それぞれ見解の違いはあるかと思いますが、たかが1名の差とは捉えておりません。大きな1名だと私は考えております。また、14名、13名でも、本会議の議案を決するときにはですね、同数になるわけですね。私はなるべく可否同数というのは避けたいというようなこともございます。公平中立の立場である議長裁決はなるべく避けたいと思っている一面もございます。全国の議会においても、偶数が多いのは、一つはそういった点も考慮されての決定かなというような気もしておりまして、そういったところには私も同感でありまして、13というのは、私は最初から考えておりませんでした。以上です。

1 2 番田 口 2名削減による1年間の経費節減効果はいくらと試算をされておりますか。

1 番村 井 はっきりした数字までは出しておりませんが、おそらく4年間で何千万かになるのかなと思っておりますけれども、その経費削減の額ですけれども、私は2名削減でも、ある程度の削減効果、経費的な削減効果も発生するものと考えております。以上です。

1 3 番森 田 今、発議者の説明にもありましたようにですね、議員定数問題は前構成議会からの申し送り事項になっておりまして、ほとんどの議員の問題意識の最中であるというのはそのとおりです。ただですね、発議者は同時にですよ、この議会活性化特別委員長もやっておられます。その中で討議をしてきたというふうに聞きますが、私のね、今までの経験からしますとですね、20、18というふうに段階を来たんですが、ほとんどですね、特別委員会の報告の基によってですね、全員一致で可決してきておるんですよ。今回どうなるのかわかりません。今発議されたばかりですから、そこで発議者に聞きたいんですが、特別委員長をやっておられた、そういうことも兼ねてですね、なぜ個人で発議したのか、あるいは例えば委員会で発議しなかったのか、そこらへんの事情があれば教えてください。

1 番村 井 ただいまの質問にお答えをいたします。先程も述べましたが、昨年の12月定例会において、活性化委員会での最終判断をさせていただきました。その時も14名が妥当であるとの判断ということでございましたが、その前にですね、特別委員会の中でもそれぞれ一人ずつ意見を聞きました。

その中で、やはり14が全会一致というわけではありませんでした。先程も言いましたように、議員それぞれ6名おりますが、6名それぞれの考えがあって、やはり全会一致というわけにはいかず、委員会発議ということは断念せざるを得ませんでしたので、今度こういった議員発議というかたちをとらせていただきました。以上です。

議 **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し反対者の発言を許します。

6 番 毛 利 本件につきまして、反対の立場から意見を述べさせていただきますと思います。

従来、地方自治法は議員の定数の上限だけを規定していました。人口規模、面積、近隣自治体との比較など、議員定数の客観的根拠は明確にないのが現実です。私は、当初から議員定数は最高でも12名、またはそれ以下の方が望ましいと発言をしてまいりました。定数を削減することは、民意が反映されないという意見もありますが、それは議員としての立候補する側の一方的な考えであり、議員が自分達の保身を考えた議員本意の検討であってはなりません。おそらく今後も町民からの定数削減の要求がなくなるものでもありません。それは、町民からの要求が監視機能や審議内容の充実だけではなく、議会活動、議員活動の実態と実績が感じられないところから発生するものであるからです。議員定数の問題は、選挙の都度話題となります。私も所属している活性化委員会では、かなりの時間をかけて議論を重ねてまいりました。では、何人の議員定数が妥当なのかという客観的根拠、議員削減をすれば住民の負託に応えられないという根拠は、私には明確に感じ取れませんでした。また、すでに議員定数削減を行った自治体から、議員数が減って住民生活に支障をきたしたとか、チェック機能が低下し財政状況が悪化したなどという事例は耳にしていません。こうした現実を直視したとき、定数を一定以上削減しても町民の負託に応えることは十分可能であると考えます。

地方議員にとって、最大の権限と責任は、議決権の行使であって、まず第一は議会人としての心構え、姿勢ではないでしょうか。厳しい経済情勢の中、議員自らも厳しい立場におかなければ住民からの理解は得られない、定数の削減により議会が活性化されず住民の意見が反映されないという意見に対しては、議会が活性化するかどうかは単に人数の問題ではなく、議員各々の日

頃の活動と姿勢が問われているものであって、議員がそれぞれに考え、行動し、より一層の議員活動に努めればよいだけのこと。改革というものは、近隣の自治体の動向や流れを見てではなく、他の団体から言われて実行するものでもなく、議会自らの意思で実行すべきで、今後もさらなる議会改革に向けて大いに議論を重ねていくべきであります。

定数削減が単に財政目的の経費削減ではなく、真の議会改革となってほしい。よって、今回の削減数では不十分、もっと削減すべき、議員報酬等も含め大胆な議会改革をすべきという思いから反対をいたします。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

4 番 堀 田 発議第1号、川棚町議会議員定数条例の一部を改正する議案の賛成討論を行います。

議員定数は、地方自治法で人口に応じた上限を規定しておりましたが、現在は撤廃されており、地方自治法が人口をベースに定数の上限を規定していることから、人口という要素を一つの基準とすることは、原点であると思います。本町の人口は年々減少を続けており、現行の16人を維持するのは難しくなっております。厳しい時代であるからこそ、議員自らも厳しい立場に置かなければ町民からの理解は得られません。定数削減を町民が求めているのであれば、なおさら実践していかなければならないのが町民から選ばれる議員の第一条件であると考えます。

議員自身に対しては厳しく、そして選ばれる者として最もハードルが高いのは定数の削減であり、定数減により町民意思の反映に支障が生ずるとは言えず、チェック機能、議論、意思決定、議員活動のあり方の工夫により、適切な対応を図られるものと考えます。議員からしてみれば、狭き門となりますが、議員が先んじて痛みを受け、切磋琢磨することが町民の負託に応える議員の姿勢であると確信いたします。

よって、発議第1号、川棚町議会議員定数条例の一部を改正する議案に賛成いたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の討論はありますか。

1 2 番 田 口 反対の討論をいたします。議会としての最大の任務は、町民の意見を聴くということ、町民の気持ちを汲み取るというところに議会の任務があります。したがって、この定数削減の問題は、議会が町民の意見を聴く

機能を大事にするのか、あるいは経費節減効果を大事にするのかという、こういう2つの価値の比較考量の問題だと私は思います。

先程、明確なご答弁はありませんでしたが、2名削減で、いくら節減になるかと言えば、議員の給与などを考えてみますと、2名で年間約750万円程の削減額であろうと考えられます。4年間で3千万円ですから、これは決して小さな金額ではないと私は思います。しかし、本町は今、ダム問題など重要な課題を抱えておるわけでありますので、私は議会の町民の意見を聴くという機能を大事にすべきであると考えますので、定数削減には反対いたします。以上です。

議 _____ **長** 次に、賛成者の発言はありませんか。

9 番 小 谷 川棚町議会議員定数条例の改正について、賛成の立場で討論をいたします。

議員定数の大幅な削減により、議会機能の低下は避けるべきであり、一定の定数は必要であると考えます。今後、さらなる議会活性化への取り組みを充実させるためにも、今回出された14名が妥当であると判断し賛成をいたします。

議 _____ **長** 次に、反対者の討論はありませんか。

1 4 番 久 保 田 確かに、人口は減りつつあります。他町と比べても他町の自治体も議員削減を実行しているところでもあります。しかし、私は2期目の議員の活動を行っておりますが、ここまで見てきても、全ての議員が常に健康で議員活動を行っているとはなっておりません。いつどういことが起きるかも分かりません。その上に、地域の高齢化は一層進み、町民の声を拾い上げるのに必要な議員の数は一定数確保することは必要だと思います。さらに、先日も配られましたが、災害発生時の議員の任務を實踐するにも削減すべきではないと思います。以上です。

議 _____ **長** 次に、賛成者。

1 1 番 小 田 賛成の立場から発言をいたします。

町民から「議員は何をしているのか。」などの声を受け、議員及び議会とはと問いかけながら、長期間にわたって様々な面から検討し、2名削減が妥当だというふうに結論を私自身持っていきました。よって、今後の議会の充実及び議員の資質向上を目指して賛成といたします。以上です。

議 **長** 次に、反対者の討論はありますか。

8 番 波 戸 川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。

平成26年度予算は、町税収入、地方交付税などが前年度より減少し、基金を取り崩しての予算となっております。本町の人口も減少傾向にあり、また町長を含む三役の給与を12月まで30%及び15%に減額しております。このような厳しい状況の中で、議員定数14は不十分であると考えます。議会の効率的運営、質の向上を図り、定数13を求めて反対いたします。

議 **長** 次に、賛成者の発言は。

1 5 番 山 口 町議というのは、いわゆる住民にとって一番身近な議員であろうと考えております。そういった意味から考えれば、町議というのは地域住民の声を吸い上げ、それを町政に反映させると、それが一番の大きな仕事だろうと私自身考えております。しかし、現在のいわゆる人口減、それからいわゆる近隣町の情勢、社会情勢を考えればですね、いわゆる現状維持というのは非常に厳しいものがあるかと考えます。しかし、そういった中でも議会の機能を維持するためにもですね、削減するのであれば、それが最小の削減であるべきだろうと私は判断いたします。そしていろんな情勢を考えた中で、いわゆる2名削減の14名定数ですね、これは妥当であると判断し、私自身賛成いたします。

議 **長** 他に、反対者の討論はありますか。

1 3 番 森 田 反対の立場で討論いたします。

地方自治法ですね、議員定数に関しては当該自治体の議会が決定することこそ問題であるんですね。法の不備です。過去も同じ議論を繰り返してきました。私もですね、議席を得て以来、のべ16年間こういう同じ議論を繰り返しておるんですね。また同じ議論が繰り返されております。本町の定数を14名とした場合にあっても、一段落すれば町民の中には、さらに削減を求める声が上がってくると思っております。これはですね、時代的にそのような世相でもあるわけですね。私達、議員定数の議論では、主に委員会構成の可能性の議論になりがちであります。仮にですね、定数を12名とした場合でもですね、2委員会の構成は可能であるんですね。2委員会がどうしても不都合であれば、現行の予算決算審査の運用をしているようなかたちの、

あるいはまた本会議主義を採用すれば良い方法ということになります。仮にですね、4名の削減を実現した場合の財政削減が、私の試算では、年間約1,500万円と想定され、双方の相乗効果が期待されます。私は、議員定数を12名とすることを考えており、今条例改正案に反対します。以上です。

議 長 他に、賛成者の討論はありませんか。

2 番 竹 村 我々を取り巻く環境を考えますときに、今議員定数について一考せざるを得ない状況と、そのようには考えます。一方で、少なくなることの弊害も考えますときに、今回提案されました14名が現状において適正な定数だろうと判断いたしますので賛成いたします。

議 長 他に、反対者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 他に、賛成者の討論はありませんか。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号「川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 起立多数です。したがって発議第1号「川棚町議会議員定数条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

(11:36)

議 長 次に、日程第13、発議第2号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

議会活性化対策調査特別委員長 読み上げて提案とさせていただきます。

発議第2号、平成26年3月24日、川棚町議会議長初手安幸様、提出者、議会活性化対策調査特別委員会委員長村井達己。

議会広報広聴特別委員会設置に関する決議。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記理由を付し、別紙のとおり提出する。記。

提出理由。議会の広報活動と町民の声を聴くため、特別委員会設置の必要性を認めたため。

議会広報広聴特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会広報広聴特別委員会を設置するものとする。記。

1、名称。議会広報広聴特別委員会。

2、設置の根拠。地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3、目的。地方分権時代における地方議会には、議会活性化、議員資質の向上に加え、情報発信と情報収集が求められており、今後町民と接する機会を数多く作り、情報発信に努め、さらなる開かれた議会を目指さなければならない。町民の負託に応える責務及び使命を達成するため、有効な活動を行い町政の発展に資するため特別委員会を設置するものである。

4、所管事項。①議会報告会に関する事。②議員懇談会に関する事。③議場開放に関する事。④ふれあい教室に関する事。⑤その他広報広聴に関する事。

5、委員の定数。15人。議長を除く全議員。

6、調査の期間。調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。以上です。よろしく願いをいたします。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の討論はありませんか。

「なし」の声あり

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議」の採決をいたします。この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 全員起立です。したがって発議第2号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(11 : 40)

議 長 お諮りします。ただいま設置されました議会広報広聴特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することにいたします。

議会広報広聴特別委員会の委員に議長を除く議員15名全員を指名したいと思いますが、異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会広報広聴特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することになっております。

この後、休憩をしますので委員会を開いていただき、正副委員長を互選していただきたいと思います。

正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告を願います。

議 長 ここで、しばらく休憩いたします。

(1 1 : 4 1)

(…休 憩…)

(1 1 : 4 9)

議 _____ **長** 休憩前に引きつづき会議を開きます。

議会広報広聴特別委員会の正副委員長が、次のとおり決定した旨の報告を受けましたのでお知らせします。

委員長に福田徹委員、副委員長に小谷龍一郎委員。以上のとおりであります。

議 _____ **長** 次に、日程第 1 4、「特別委員会の名称変更の件」を議題といたします。

議会広報特別委員会におきましては、平成 2 3 年 5 月臨時会において設置し、議会だよりの発行を担ってきてもらっておりますが、先程、設置をいたしました議会広報広聴特別委員会との混同を防ぐとともに、受け持ちの範囲を明確にするため、特別委員会の名称を議会だより編集特別委員会に変更したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「な し」の声あり

議 _____ **長** 異議なしと認めます。したがって議会広報特別委員会の名称を議会だより編集特別委員会に変更することに決定いたしました。

この特別委員会の構成及び設置目的につきましては、変更ありませんので、議会だより編集特別委員会の委員の皆様には、これまで同様、引きつづき活動を願います。

議 _____ **長** 次に、日程第 1 5、「産業建設文教委員会中間報告」を議題といたします。産業建設文教委員会から、閉会中の継続調査について中間報告をしたい旨の申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

議 長 異議なしと認めます。したがって、産業建設文教委員会の中間報告を受けることに決定をいたしました。産業建設文教委員長の発言を許します。

産業建設文教委員長 産業建設文教委員会の閉会中の調査の中間報告につきましては、読み上げて報告に替えさせていただきます。

平成26年3月24日、川棚町議会議長初手安幸様、産業建設文教委員長山口隆。

委員会調査中間報告書。本委員会の所管事務調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第47条の規定により報告します。

所管事務調査中間報告書。件名、本町の農業・水産業の現状と課題について。

1、経過と概要。

(1) 第1回委員会。日時、平成25年7月23日火曜日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、事務局長、農業委員会会長、農業委員会会長職務代理、農業委員会係長。

①「本町の農業・水産業の現状と課題について」閉会中の調査内容及び調査方法について協議した。

②東北地方視察調査時の視察先・研修内容について協議検討した。

③農業委員会と意見交換した。

農業委員会の業務内容について説明を受けた。

耕作放棄地解消に向けた取り組みについて協議を行った。

基幹農道「川棚西部地区」の工事計画などについて協議を行った。

(2) 第2回委員会。日時、平成25年8月12日月曜日。場所、第3委員会室。出席者、委員全員、議長、書記、産業振興課長、農林水産係長、農業委員会係長。産業振興課と意見交換をした。

主な内容。

①耕作放棄地については、平成25年度からA分類（昨年度までの緑・黄区分）とB分類（平成24年度までの赤区分）の2つに区分し、耕作放棄地面積の解消に向けた取り組みを行っている。

平成22年度調査で227haが耕作放棄と判定されたが、平成24年度調査では187haに減少しており、約40haの耕作放棄地が解消されている。

②認定農業者は、現在48名で小串トマト、畜産業、アスパラ、イチゴ、ミカンの栽培に取り組み、近年、認定農業者数は横ばいの状況である。

③平成21年度の農林業センサス調査結果によると本町の農家戸数は414戸、販売農家278戸（専業48戸、兼業230戸）、自給農家136戸で平均年齢は68.5歳と県内でも高齢化が進んでいる。近い将来に担い手不足が懸念されている。現在集落を単位とする「人・農地プラン」の策定を進めている。

④農業振興策については、以下の取り組みを行っている。

畜産業については、飼料価格の高騰、子牛の価格高騰などによる生産コストの上昇に対応するため、子牛の導入経費に関する助成制度を行っている。

施設園芸（花卉・イチゴ・小串トマト・ハウスミカン）については、燃料高騰の影響を受けており、国・県の補助事業の活用と、燃料の節減効果が見込まれる資材の導入を支援している。

玉ねぎについては、植え付け機械や収穫用機械の共同導入について協議している。

小串トマトについては、大村選果場における選果方法について協議中である。（後日（1月22日）の調査では、選果ラインを別にし、箱に小串のスタンプを押すことで調整済みとのことである。）

（3）第3回委員会。日時、平成25年9月2日月曜日。場所、第2委員会室。出席者、委員全員、議長、書記、産業振興課長、農林水産係長、技術係長。産業振興課と意見交換をした。

主な内容。

①地産地消については、学校給食センターにおける利用が主で、地元産の玉ねぎ、小串トマト、アスパラ、イチゴ、牛肉を年に数回程度利用している。

②地産地消を進めるためには、地元消費者のニーズの把握が必要で、出荷単価の差額による農家の収益が減少しない方法の確立が必要である。また、町営の直売所については、現在グリーン東彼新鮮市場があるため設置は予定していない。

③害獣対策としては、猟友会に委託し、捕獲を主対策として取り組んでいたが、平成20年度以降は、国等の助成金を活用し、進入防止柵による対策とセットで実施している。

なお、捕獲については平成25年度から報償金を上乘せする。（イノシシ成獣一頭1万円、イノシシ幼獣一頭6千円、小動物一頭3千円である。）

④漁業については、燃料高騰、後継者不足、漁獲量の減少等の問題があり、稚ナマコの放流、海底耕耘等の取り組みや各種助成金制度の活用を図っているが利用者は少ない。

⑤正組合員が20名未満になると、漁協の解散要件にあたり漁業権が設定できなくなる可能性があるため、若い組合員が漁業をできる環境を継続させるため、佐世保南部漁協との合併が協議されている。

(4) 東北視察調査。日時、平成25年11月6日水曜日。場所、宮城県加美郡色麻町、加美町。出席者、委員全員、事務局1名。

平成25年12月定例会で報告済み。

(5) 関係機関との意見交換会。日時、平成25年12月12日木曜日、場所、陽花亭、出席者、委員全員（朝長委員欠席）、議長、町長、県央振興局農林部、産業振興課、農業委員会、認定農業者。

主な内容。

「人・農地プラン」について説明及び意見交換。本町では、現在6集落にて策定中で、平成25年度で24%の策定率になる。他集落については平成26年度完成を目指している。

(6) 第4回委員会。日時、平成26年1月22日水曜日。場所、現地及び中央公民館講習室。出席者、委員全員、議長、事務局長、農業委員会全員（堀江会長他14名）、産業振興課（課長他関係職員）。

主な内容。

現地視察。小串トマト（富田俊吾氏）、ハウスミカン（堀江孝氏）、肥育牛（田中肇氏）、アスパラ（鶴野末雄氏）、イチゴ（古田一博氏）のハウスを視察し、質疑をおこなった。

意見交換会。

町内での販売は、生産が大量であるため小売に手が回らず新鮮市場には出荷できない。

農業体験学習に積極的に取り組み、若い世代に農業への理解を深めてほしい。

平成25年度の成人式で、生産者が特産品を抽選で提供されたのは好評で、特産品のPR効果もあり今後も継続していただきたい。

五反田地区の圃場整備については、遺跡等の問題もあり排水対策が不十分で、今以上の改良は見込めない。今後は湿地に強い振興作物など農業者と行政が連携を深め調査研究していく必要がある。

耕作放棄地については、行政主導で農業へ親しむ場所などに転換し、子どもの教育の場として提供することも必要である。

3、委員会のまとめと意見。

①ハウス農家にとって、燃料高騰は経営上の大きなネックである。助成制度など検討されたい。

②町の特産品が町内で購入できない。地産地消の観点からも地元での販売促進に取り組み地元特産品の町内外の発信に努められたい。

③和牛能力共進会で日本一の和牛生産地として、各種イベントに取り組みPRに努められている。しかし、肥育農家では子牛や飼料の高騰で経営に影響が出ている。助成制度の充実に努められたい。

④大村選果場における小串トマトブランドの維持については、選果時間の区別や、箱に小串のスタンプを押すなど一定の解決策がなされた。今後もブランド維持のため継続して検証に努められたい。

⑤耕作放棄地については、官民一体となり解消に努められたい。

⑥小学生を対象とした農業体験学習の参加者が減少している。農家への理解と食育の関連からも体験学習に積極的に取り組まれたい。

⑦平成25年度の成人式での特産品の抽選による提供は好評であった。町の特産品を若い世代に認識していただくと同時に町内外への発信の効果もある。今後も、生産者の理解と協力を得ながら継続されたい。

⑧農業従事者の高齢化が進んでおり、今後担い手不足が懸念される。「人・農地プラン」の策定や魅力ある農業に向けた施策に取り組まれたい。以上でございます。

議 長 これから委員長の報告に対し質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認め報告済みとします。

(12:03)

議 長 次に、日程第16「産業建設文教委員会の閉会中の継続調査の件」を議題といたします。

産業建設文教委員長から、川棚町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、産業建設文教委員会の閉会中の継続調査につきましては、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

(12:04)

議 長 ここでお諮りをいたします。川棚町議会会議規則第45条の規定により、本定例会において議決されました案件につきまして、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ありませんか。

「なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定をいたしました。

議 長 これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。平成26年3月川棚町議会定例会を閉会いたします。

ご起立願います。お疲れ様でした。

(12:05)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員
